

原単位の改善のための取組に関する状況【2025年度提出分(2024年度実績)】※非特定事業者用

株式会社ヒーテック

銘柄コード
法人番号
2100001005894

日本標準産業分類	コード	項目名
中分類	24	金属製品製造業
細分類 (申請事業)	2465	金属熱処理業
エネルギー管理統括者	【役職】 【氏名】	

エネルギー総使用量	25,920	GJ	669.00	k t
前年度エネルギー総使用量				k t
非化石エネルギー総使用量		GJ		k t
調整後温室効果ガス排出量			t-CO ₂	

【エネルギーの使用の合理化】

主たる事業におけるエネルギー消費原単位 ^{※注} (2024年度実績)	原単位分母		原単位分子		
	主たる事業の構成割合		%		
事業者全体のエネルギー消費原単位	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
事業者全体の5年度間平均原単位変化(%)					

※主たる事業は、必ずしもエネルギー消費量の多寡で決定されるものではなく、日本標準産業分類に基づき各事業者が決定したもの。

【電気の需要の最適化】

主たる事業における電気需要最適化評価原単位 (2024年度実績)	原単位分母		原単位分子		
	DR実施日数		電気需要最適化評価原単位		
事業者全体の電気需要最適化評価原単位 対前年度比	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
事業者全体の5年度間平均原単位変化					

【ベンチマーク指標の状況(合理化)】

ベンチマーク区分			
目標すべき水準			k t /t以下
ベンチマーク指標の状況			
ベンチマーク区分			
目標すべき水準			k t /t以下
ベンチマーク指標の状況			
ベンチマーク区分	-	-	-
目標すべき水準	-	-	-
ベンチマーク指標の状況		-	-
ベンチマーク区分	-	-	-
目標すべき水準	-	-	-
ベンチマーク指標の状況		-	-

【調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた認証排出削減量等の量】

種別	合計量
Jクレジット	t-CO ₂
-	t-CO ₂
-	t-CO ₂
-	t-CO ₂

【非化石エネルギーへの転換】

電気の非化石比率	事業者全体で使用する電気				
目標(2030年度)	15.0%				
直近5年度間の実績値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
	/	/	/	/	/
目安設定業種					
直近5年度間の実績値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
	/	/	/	/	/
目安(2030年度)					
目標(2030年度)					
直近5年度間の実績値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
	/	/	/	/	/
目安設定業種	-	-	-	-	-
直近5年度間の実績値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
	/	/	/	/	/
目安(2030年度)			-	-	-
目標(2030年度)			-	-	-
直近5年度間の実績値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
	/	/	/	/	/

【取組の概要:業界の事情等を考慮した取組について(定量指標)】

（該当する場合は、該当する箇所に赤枠を付けてください）

【取組の概要:業界の事情等を考慮した取組について(定性的事項)】

（該当する場合は、該当する箇所に赤枠を付けてください）

1. エネルギーの使用の合理化に関する事項

- ・熱処理業である当社の二酸化炭素排出量のウェイトが高いのは、電気使用量であります。電気使用量を抑えるには、炉の満載処理をしていくことで無駄な電気使用を削減できるものと考えます。炉の満載処理をすることは、一日当たりの生産効率を上げることになり、結果として稼働日を減らすことに繋がり二酸化炭素の削減を図るものであります。

2. 非化石エネルギーへの転換に関する事項

- ・当社では、主たる事業が熱処理業であり電力使用なくしては企業活動を行っていけないです。非化石エネルギーへの転換は大変難しいのが現状です。
- ・ですが、将来、非化石エネルギーを用いての熱処理業を可能に出来るように技術革新していけば非化石エネルギーを使用して行きます。

【取組の概要:カーボンニュートラルに向けて】

（該当する場合は、該当する箇所に赤枠を付けてください）

1. 自由記述欄（カーボンニュートラルの実現等に資する事業者独自の取組や革新的技術に係る研究開発等の取組について）

（該当する場合は、該当する箇所に赤枠を付けてください）

2. 関連リンク

（該当する場合は、該当する箇所に赤枠を付けてください）

（注意事項）

- ・赤枠囲み欄は必須記載です。
- ・再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第37条第1項の規定による、賦課金に係る特例の適用を受ける期間においては、情報の公表を継続する必要があります。